

神奈川県民共済生活協同組合

〒231-8418 横浜市中区桜木町1-1-8-2

ご契約のしおり

〔第一部〕共済制度のお取扱い(概要)

〔第二部〕契約規定(約款)

(令和3年4月版)

入院医療保障Ⅱ

はじめに

この「ご契約のしおり」には、共済制度に関する大切な事柄を記載しておりますので、必ずご一読ください。

<本冊子の構成>

〔第一部〕 共済制度のお取扱い（概要）

契約規定（約款）の重要な事項、ご契約のお取扱いについての大切な事項をわかりやすく記載したものです。

〔第二部〕 契約規定（約款）

ご契約内容に関する取り決めに記載したものです。

=もくじ=

○組合員のみなさまへ	1ページ～
○第一部 共済制度のお取扱い（概要）	3ページ～
○第二部 契約規定（約款）	
（総合編）	27ページ～
（自家共済編）	39ページ～

ご契約の共済制度について各種お手続きに関するお問合せや本組合に関するご意見・ご要望等がございましたら、下記までご連絡ください。

- ◆共済契約の変更・共済掛金の払込み等…………… 0120-371075
- ◆共済金・給付金等のご請求…………… 0120-371066
- ◆本組合に関するご意見・ご要望等…………… 045-201-2331

組合員のみなさまへ

神奈川県民共済生活協同組合（以下「本組合」といいます）は消費生活協同組合法に基づき、非営利で共済事業等を営む生活協同組合です。

組合の目的と運営

本組合は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的・経済的改善の向上を図ることを目的としており、「総代会」および「理事会」での決議事項に従い、「安心と生きがい」を基本理念として、運営されています。

組合員の資格

本組合の組合員の資格は、神奈川県内にお住まいの方、または職場のある方のうち本組合の承認を受けた方です。

出資金の払込方法

本組合の組合員になるためには、出資金の払込みが必要です。この出資金は、組合員でない方がはじめて共済事業を利用するときに本組合に払込むこととしております。

○共済契約者を変更し、新たに共済契約者となる方

・・・共済契約者変更後の最初の共済掛金とともに払込むこととします。

組合員証の発行

組合員になられた方には「組合員証」を発行します。

組合員の住所・氏名等の変更（訂正）

組合員が住所もしくは氏名を変更したとき、または生年月日もしくは性別の訂正が生じたときは、速やかに本組合に通知してください。

共済契約者である組合員から住所の変更が通知されなかったときで、本組合が知った最後の住所に発信した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに、組合員に到達したものとします。

※「第二部 契約規定（約款）」では「到達」をわかりやすくするために「到着」と記載しています。

本組合からの脱退について

契約しているすべての共済制度が解約等となった場合は、事業年度末（3月31日）に

本組合から脱退することになります。
ただし、死亡による場合は、死亡日に本組合からの脱退となります。

出資金の払戻し

出資金は、組合員が本組合を脱退する時に全額を払戻します。
また、本組合を脱退されない場合であっても、お申し出をされた方に対し、出資金の一部を払戻しすること（減資）ができます。

「わかばカード」について

本組合の組合員は、「わかばカード」をご利用になれます。
「わかばカード」は、神奈川県内を中心とした全国の提携施設で、ご利用の際にご提示いただきますと、割引・優待が受けられます。なお、この「わかばカード」の会費は不要です。クレジット機能はありません。

組合員サービスについて

本組合の組合員は、親子イベントなどの組合員サービスをご利用になれます。
なお、本組合の100%出資子会社である株式会社 県民共済マネジメントサービスが運営する「箱根 緑樹山荘（旧 箱根グリーンハイツ）」「メルヴェーユ」につきましても、本組合の組合員がご利用になれます。
※組合員サービスの内容は変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

最新情報は、本組合のホームページ <https://www.kenminkyosai.or.jp/> をご覧ください。

第一部

共済制度のお取扱い（概要）

契約規定（約款）の重要な事項、ご契約のお取扱いについての大切な事項をわかりやすく記載したものです。

目的別もくじ

共済契約者・被共済者のみなさまの知りたい情報を目的別にご案内します。
なお、各ページの記載事項は、令和3年4月1日の共済制度の内容に基づいています。

～こんなことを知りたい・調べたい～

項目 1 用語の意味を調べたい

用語の意味を調べたい

項目 2 個人情報の取扱いについて知りたい

個人情報の取扱いについて
知りたい

項目 3 共済制度について知りたい

共済制度について知りたい

項目 4 共済契約に際して
注意しておくことを知りたい

共済契約に際して
注意しておくことを知りたい

項目 5 共済掛金の払込みについて
知りたい

共済掛金の払込みについて
知りたい

項目 6 共済掛金の払込みができなかった場合
に共済契約がどうなるのかを知りたい

共済掛金の払込みができなかった場合
に共済契約がどうなるのかを知りたい

項目 7 いつまで保障されるのかを
知りたい

いつまで保障されるのかを
知りたい

ご案内ページ

共済用語のご説明 6ページ～

個人情報の取扱い 8ページ～

・共済制度について
・制度内容（保障内容・共済掛金等）の変更 9ページ～
・信用リスク

ご契約に際して（引受条件） 10ページ

共済掛金の払込方法 10ページ～

共済掛金の払込猶予期限と
保障責任の消滅 11ページ～

共済契約の終期 12ページ

～こんなことを知りたい・調べたい～

項目 8

共済契約の内容などを
変更したい

項目 9

共済金・給付金等を
請求したい

項目 10

共済金・給付金等は誰に
支払われるか知りたい

項目 11

共済金・給付金等について
詳しく知りたい

項目 12

共済金・給付金等が支払われ
ないケースを知りたい

項目 13

割戻金について知りたい

項目 14

共済と税金について知りたい

項目 15

インターネットによる手続き
について知りたい

項目 16

その他の事柄について

ご案内ページ

・ 共済契約の内容変更
・ 共済契約の解約
・ 共済契約の消滅
12ページ～

・ 共済金・給付金等のご請求手続き
・ 共済金・給付金等請求権の時効
についての注意事項
14ページ

共済金・給付金等の
お支払い（概要）
14ページ～

・ 病気による再入院のお取扱いでご注
意いただきたいこと
・ 不慮の事故のお取扱いでご注意いた
だきたいこと
15ページ～

共済金・給付金等を
お支払いできない場合
17ページ～

割戻金
18ページ～

税法上の取扱い
19ページ～

インターネットによる手続き
について
20ページ

・ 異議の申立て
・ ご意見・ご要望等
20ページ～

項目 1

共済用語のご説明

主制度

県民共済活き生き新こども、New こどもコース、県民共済かがやき2000・4000、県民共済活き生き1500・2000・3000、メイン・エース・ミドルコース、女性医療活き生き美しく、生涯コース、新(New)シルバー(切替)コース、シルバーⅡ、安心入院コース、ケガ保障コースの各コースを指し、共済制度の基本となる制度をいいます。

●県民共済活き生き2000、New こどもコース、メイン・エース・ミドルコース、女性医療活き生き美しく、生涯コース、新(New)シルバー(切替)コース、シルバーⅡおよび安心入院コースは新規契約を取扱っておりません。

特約

県民共済活き生きこども医療特約、県民共済活き生き入院特約、県民共済活き生き女性医療特約、県民共済活き生き三大疾病特約、県民共済生命特約、こども入院共済特約、入院共済特約Ⅰ、入院共済特約Ⅱ、マイファミリー特約、入院医療保障Ⅱ、(New) プラス500の各コースを指し、主制度の保障を補完するために付加できる制度をいいます。また、主制度により付加できない特約があります。

●入院医療保障Ⅱおよび(New) プラス500は新規契約を取扱っておりません。

共済契約者

本組合の組合員で、共済者である本組合と共済契約を結び、共済契約の内容変更等を請求できる権利および共済掛金の支払義務を負う人のことをいいます。

被共済者(旧「加入者」)

本組合の組合員で、共済契約の対象になる人をいいます。

ただし、マイファミリー特約では、被共済者の範囲は被共済者本人と事故発生時の被共済者本人の配偶者・同居の家族となります。

共済証書(旧「加入者証」)

本組合の共済制度を契約した証として、共済制度の保障内容や共済契約申込書に記載された共済契約の内容を表示し共済契約者に発行する証書をいいます。

共済番号(旧「加入者証番号」)

各被共済者の共済制度ごとに付番された番号をいいます。

被共済者の契約年齢の範囲(旧「加入年齢の範囲」)

各共済制度に定められた「被共済者としてご契約いただける年齢の範囲」をいい、申込日ではなく保障開始日において「被共済者としてご契約いただける年齢の範囲」以内であることが必要です。

●この「ご契約のしおり」で取扱う入院医療保障Ⅱは新規契約を取扱っておりません。

共済掛金

共済契約に基づき、共済契約者からお支払いいただくお金のことをいいます。

共済金・給付金

「ご契約のしおり」に定める支払事由（死亡・入院されたとき等）が生じたとき、受取人にお支払いするお金のことをいいます。

●この「ご契約のしおり」では、共済金・給付金・見舞金などを共済金・給付金等ということがあります。

免責事由（事項）

共済金・給付金等の支払事由に対して、本組合が支払義務を免れる（共済金・給付金等をお支払いできないこと）事由（事項）をいいます。

被共済者の告知事項

本組合が共済契約の引受けを判断する（「引受ける」または「引受けない」）ための重要な事項を告知書（共済契約申込書の告知事項）により質問した内容をいいます。

告知義務

共済契約のお申込みをするときに、告知書（共済契約申込書の告知事項）で質問された内容に正確に回答していただくことを告知義務といます。告知義務に違反した場合は、共済金・給付金等のお支払いが受けられない場合があります。

●この「ご契約のしおり」で取扱う入院医療保障Ⅱは新規契約を取扱っておりません。

保障開始日

共済契約の保障責任が開始される日をいいます。

共済期間

本組合の共済事業は、事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）を単位に運営し、共済契約も事業年度と同じ期間としており、この期間を共済期間といます。

ただし、共済契約を事業年度の途中で契約した場合には、その契約の保障開始日から事業年度の末日までの残余期間が契約した年度の共済期間となります。

不慮の事故

急激かつ偶発的な外来の事故をいい、本組合による所定の事故を対象とします。

●本組合においては、不慮の事故のうち交通事故の支払事由を満たした場合は、その事故は不慮の事故としてではなく、交通事故として取扱います。

ただし、入院医療保障Ⅱについては、交通事故を含めて「不慮の事故」のお取扱いとします。

障害

一般的には、身体上の機能が十分に働かないことをいいます。本組合では、被共済者が交通事故・不慮の事故を原因として傷害を受け、それを直接の原因として、身体上の機能が十分に働かないこと、または身体の一部欠損の状態をいいます。

ただし、入院医療保障Ⅱについては、障害に対する保障はありません。

高度障害

交通事故・不慮の事故または病気を原因とした本組合所定の障害給付表に定める障害等級第1級の障害状態をいいます。

自動消滅

共済掛金のお支払いがない（3ヵ月連続して口座振替等ができない）場合、共済契約が消滅することをいいます。なお、主制度が自動消滅となった場合は、付加している特約も同時に消滅となります。

払込猶予期限

共済掛金が払込期日までに払込みされなかった場合、共済契約が直ちに消滅せず共済掛金の払込期日を延長する一定の期限のことをいいます。

本組合は、その期限を払込み（口座振替等）がなされなかった月から翌々月の払込期日（口座振替日等）までとしています。

終期

ご契約中の共済制度の保障責任の引受けが終了する期限を終期といます。

切換扱い契約

終期を迎え、本組合所定の新たな共済制度に契約することを切換扱い契約といます。

なお、特約においては、付加する主制度が終期を迎え本組合所定の主制度に切換えた場合、特約の終期前に本組合所定の特約に切換えることをいうことがあります。

●入院医療保障Ⅱには、切換扱い契約の取扱いはありません。

自家共済

神奈川県のご認可を受けた共済事業規約に基づいて、本組合が運営管理する共済制度の総称です。

*この「ご契約のしおり」に記載する引受保険会社とは、「アクサ生命保険株式会社」をいいます。

＝ 項目2 ＝

個人情報取扱い

本組合は、共済制度の契約に際し、ご提供いただきました個人情報を「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱い方法」に基づき適正に管理します。

「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱い方法」は本組合のホームページをご参照ください。

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

●アクサ生命の「各種ご請求にあたっての重要事項説明書（個人情報のお取

扱い)」について

アクサ生命が引き受ける入院医療保障Ⅱの医療保険にご契約いただいている方は、以下のアクサ生命の「個人情報の取扱い」につきましても同意のうえ、ご請求手続きをいただきますようお願いいたします。

◆アクサ生命の「個人情報の取扱い」

この保険契約の引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社（当該保険の引受保険会社。以下「アクサ生命」といいます）は、保険契約に関するお客様の個人情報を下記のとおり取扱います。お手続きに際しては、ご契約者および被保険者の方それぞれにて下記内容をご確認、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、アクサ生命では、プライバシーポリシーとして個人情報の取扱い方針を定め、下記ホームページにて公開しておりますのでご確認ください。

アクサ生命ホームページ「個人情報の取扱いについて・プライバシーポリシー」

www.axa.co.jp/

—— 項目3 ——

共済制度について

本組合の共済制度は、消費生活協同組合法ならびに神奈川県認可の共済事業規約に基づいて運営されています。「第二部 契約規定（約款）」は、共済事業規約に基づき、共済契約の内容となる取り決めを記載したものです。共済掛金または保障額は死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでにご契約いただいている方についても法令等に基づき変更後の定めが適用されます。

□この「ご契約のしおり」に記載する制度名称（共済種別）

入院医療保障Ⅱ（第19種共済）（特約）

□特約について

入院医療保障Ⅱは、被共済者の不慮の事故や病気・ケガによる入院医療の保障を目的とする制度です。

□二重契約の禁止

1人の被共済者が同一の共済制度または本組合の入院共済特約Ⅰ、入院共済特約Ⅱ、安心入院コース、女性医療 生き生き美しくと重に被共済者となることはできません。

*二重契約に該当した場合は、後から契約した共済契約が解除の対象となります。

□共済制度の仕組み

入院医療保障Ⅱは、神奈川県認可を受けた本組合の自家共済による部分と、引受保険会社（アクサ生命）の医療給付金付個人定期保険（特約を含みます）による部分にて構成し、制度の運営を行っています。

制度内容（保障内容・共済掛金等）の変更

制度内容（保障内容・共済掛金等）は、社会情勢・経済情勢の変化・収支状況によって変更する場合があります。

信用リスク

本組合の支払いが著しく増加した場合は、ご契約内容の共済金・給付金等が削減されることがあります。また、引受保険会社が経営破綻に陥った場合には、ご契約時にお約束した共済金・給付金等が削減されることがあります。

＝＝ 項目4 ＝＝

ご契約に際して（引受条件）

共済契約者について

本組合の組合員の方

被共済者について

本組合の組合員の方

共済期間

① 県民共済の自家共済について

共済期間は、毎年4月1日から翌年3月31日（満了日）までの1年間です。

ただし、入院医療保障Ⅱの終期（被共済者の共済年齢が70歳となる契約応当日の前日）が共済期間の年度途中で到来した場合は、共済期間が1年未満となる場合があります。

② アクサ生命の医療給付金付個人定期保険（特約を含みます）について

保険期間は、5年間です。

※共済期間の終期を迎える前に解約や死亡により共済契約が消滅したときなどは、共済契約が消滅した日までが共済期間となります。

＝＝ 項目5 ＝＝

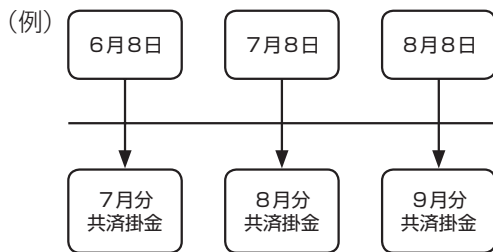
共済掛金の払込方法

以下は基本的な取扱いの説明です。共済掛金の払込状況によりましては、取扱いが異なることがありますので、本組合からの通知でご確認ください。

① 口座振替等による場合

共済掛金は、月払いの前月払いとし、毎月8日（8日が金融機関休業日のときは翌営業日）に口座振替等により払込みいただきます。

毎月8日の前営業日までにご指定の口座に振替額をご用意ください。



②クレジットカード払いによる場合（令和2年2月16日以降は新たにご指定いただくことはできません）

クレジットカードによる払込みの場合でも、共済掛金は月払いとなります。

各カード会社により決済日が異なりますので、ご指定のカード会社にご確認ください。

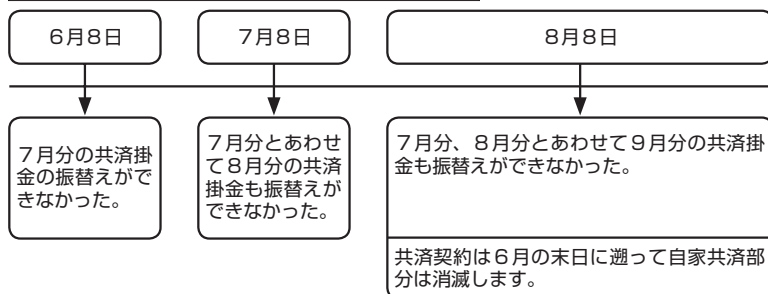
項目6

共済掛金の払込猶予期限と保障責任の消滅

①口座振替等による場合

当月分の共済掛金の振替えができなかった場合は、翌月に前月分とあわせてご指定の共済掛金振替口座より振替えをします。この場合、振替えができなかった共済掛金の額と翌月に振替えることとなる共済掛金の額を共済契約者に通知します。また、2ヵ月連続して振替えができない場合は、翌々月の振替日が払込猶予期限となります。3ヵ月連続して口座振替等できなかった場合は、共済掛金の払込みがなされた最終月の翌月末日に遡って自家共済部分の共済契約上の保障責任は消滅します。

(例) **3ヵ月連続して振替えができなかったとき**



②クレジットカード払いによる場合

本組合は毎月所定の期日にクレジットカード会社に対し、クレジットカードの有効性等の確認を行い、この確認ができたことをもって共済掛金が払込みされたものとみなします。クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合は、共済契約者に払込みいただけなかった共済掛金の額と、次回に払込みいただく共済掛金の額を通知します。最初にクレジットカードの有効性等の確認ができなかった月の翌々

月の本組合所定の期日を払込猶予期限とします。毎月所定の期日にクレジットカードの有効性等の確認ができず、共済掛金が連続して3ヵ月払込みされない場合は、払込みがあった最終月の末日に遡って自家共済部分の共済契約上の保障責任は消滅します。

—— 項目7 ——

共済契約の終期

入院医療保障Ⅱの終期は、被共済者の共済年齢^{*1}が70歳となる契約応当日の前日とし、その日をもって共済契約は終了します。このため、共済期間が短縮される場合があります。

※1 共済年齢とは、年齢計算日現在において、1年未満の端数が6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは1歳切り上げた年齢をいいます。

—— 項目8 ——

共済契約の内容変更

次の①から⑤の共済契約のご契約内容等に変更がある場合は
0120-371075までご連絡ください。

①共済契約者の変更

共済契約者の変更を希望される場合

②共済掛金の振替口座または払込方法の変更

共済掛金の振替口座または払込方法の変更を希望される場合

③住所・電話番号の変更

共済契約者または被共済者が転居等により住所、電話番号を変更された場合

④氏名・生年月日・性別の変更、訂正

共済契約者または被共済者が改姓・改名、生年月日もしくは性別を変更（訂正）された場合

⑤受取人変更

死亡共済金受取人の変更を希望される場合

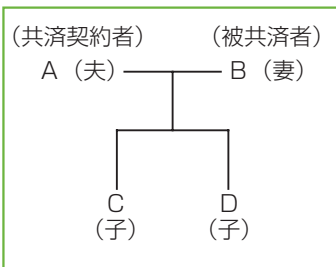
※共済契約者は、支払事由が発生するまでは、本組合に所定の書面にて通知することにより死亡共済金の受取人を変更することができます。ただし、被共済者の同意が必要となります。

指定受取人が死亡した場合は、新しい受取人に変更してください。万一、変更のお手続きをしない間に、死亡共済金などの支払事由が生じた場合には、次のようなお取扱いとなります。

(例)

(共済契約者：Aさん 被共済者：Bさん)
(共済金受取人：Aさん)

Bさんより先にAさんが死亡し、その後死亡共済金受取人変更のお手続きをしていない間にBさんが死亡した場合には、受取人Aさんの死亡時の法定相続人で、Bさんが死亡したときに生存しているCさんおよびDさんが死亡共済金受取人となります。



- (1) 変更書類の受理後は、変更された内容による「共済証書」を発行します（上記②③は除きます）ので、内容をご確認のうえ、保管してください。
- (2) 共済契約者は、被共済者の同意および本組合の承認を得ずに、共済契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることはできません。
- (3) 住所変更の通知がなかったときは、本組合が知った最後の住所に発信した通知が通常到着するために要する時間を経過したときに、共済契約者に到達したものとします。

共済契約の解約

共済契約は、共済契約者、被共済者とそのご家族にとっての大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。やむを得ず解約される場合は共済契約者よりお申し出ください。なお、解約手続きは毎月、本組合所定の期日までに必要な書類が到着した場合に、翌月末日をもって解約となります。

- * 本組合の共済制度（自家共済部分）には、共済契約の解約にともなう払戻し金（解約返戻金）はありません。
- * 当月解約における到着日については、解約（脱退）届出書類に記載しておりますが、事前に確認されたい場合は、本組合までご連絡ください。

共済契約の消滅

次の（１）から（４）のいずれかに該当した場合、共済契約はその事実が発生した日をもって消滅となります。

- (1) 被共済者が死亡した場合は、死亡した日
- (2) 被共済者が高度障害状態に該当し、高度障害共済金が支払われた場合は、高度障害症状固定日
- (3) 共済掛金が連続して3ヵ月払込みされなかった場合は、払込みができた最終月の翌月末日
- (4) 被共済者の共済年齢が70歳となる契約応当日の前日

- * 本組合の共済制度（自家共済部分）には、共済契約の消滅にともなう払戻し金（解約返戻金）はありません。

—— 項目 9 ——

共済金・給付金等のご請求手続き

共済金・給付金等のご請求の際は 0120-371066 までご連絡ください。

□ 事故発生の際の通知義務

不慮の事故等によって共済金・給付金等の支払事由が発生したときは、共済契約者、被共済者または受取人は、遅滞なく事故の発生状況や事故の程度等を本組合に通知してください。

□ 共済金・給付金等のご請求

- (1) 本組合は、共済契約者、被共済者または受取人からのお知らせ（通知）に基づき、速やかにご請求に必要な書類をお送りします。
- (2) 共済金・給付金等のご請求手続きの際は、所定の請求用紙にご記入いただき、必要書類（請求書に明記）を添付のうえ、速やかに本組合に提出してください。
- (3) 支払事由によっては、免責事由・給付限度額・通算給付限度日数等により、お支払いできない場合があります。

□ 共済金・給付金等の支払時期（本組合の自家共済部分の取扱いを記載しています）

共済金・給付金等のお支払いは、書類の不足や記載内容に不明な点がない場合は、請求書類が本組合に到着した日の翌日からその日を含めて、30営業日以内に、お支払いします。ただし、共済金・給付金等をお支払いできるかどうか、さらに事実の確認が必要な場合の支払時期については、「第二部 契約規定（約款）」34～35ページ〔20. 共済金および給付金のお支払いまでの期日〕をご参照ください。

共済金・給付金等請求権の時効についての注意事項

共済金・給付金等を請求する権利は、3年間請求がないときは、時効により消滅しますのでご注意ください。

—— 項目 10 ——

共済金・給付金等のお支払い（概要）

□ 特約（入院医療保障Ⅱ）

- 詳しくは「第二部 契約規定（約款）」23ページ以降をご覧ください。
- 入院医療保障Ⅱでは、交通事故を含めて「不慮の事故」といいます。

給付金等	内容	受取人
不慮の事故入院給付金 ^{※1}	共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日以内に入院を開始し、5日以上入院した場合（入院初日に遡ってお支払いします）	契約申込書の 所定欄で指定 した方
病気入院給付金 ^{※1}	共済期間中に発病した病気を直接の原因として、8日以上継続して入院した場合（入院初日に遡ってお支払いします）	契約申込書の 所定欄で指定 した方
長期入院給付金	不慮の事故入院給付金または病気入院給付金の支払対象となった入院で、121日以上継続して入院した場合（60日分を限度としてお支払いします）	契約申込書の 所定欄で指定 した方
長期入院見舞金	長期入院給付金の支払対象となった入院で、入院日数が240日以上となった場合、さらにその入院日数が365日以上になった場合	契約申込書の 所定欄で指定 した方
手術給付金 ^{※1}	共済期間中に発病した病気または発生した不慮の事故を直接の原因として、その治療を目的とした手術を受けた場合	契約申込書の 所定欄で指定 した方
家族付添援助金	手術給付金のうち、最高額の手術給付金の支払対象となる重度の手術を受けた場合	契約申込書の 所定欄で指定 した方
女性ガン診断見舞金	共済期間中に発病した本組合所定の病気により、医師により初めて診断確定され治療を開始した場合	契約申込書の 所定欄で指定 した方
入院時準備費用	不慮の事故入院給付金または病気入院給付金の支払対象となった入院をした場合	契約申込書の 所定欄で指定 した方

※1 アクサ生命引受部分の給付金とあわせてお支払いします。

＝ 項目 11 ＝

病気による再入院のお取扱いでご注意いただきたいこと

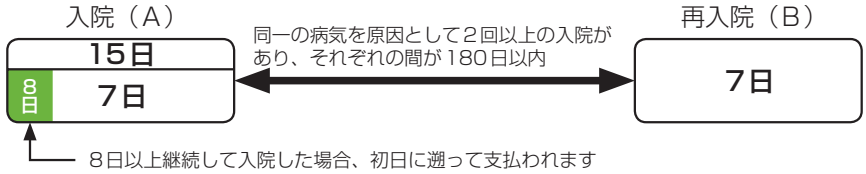
●詳しくは「第二部 契約規定（約款）」をご覧ください。

□同一の病気を原因として再入院した場合

同一の病気を原因として2回以上の入院があり、それぞれの間（前回入院の退院日の翌日から次の入院開始日）が180日以内の場合は1回の入院、180日を超えた場合は別の入院とみなして取扱います。

①1回の入院とみなされる事例

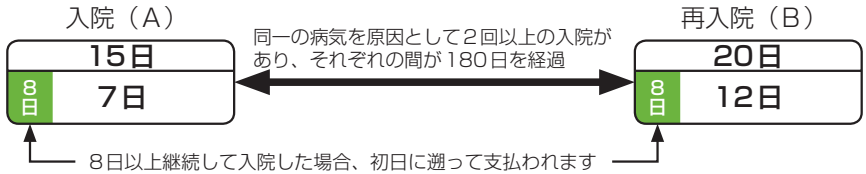
〔事例〕入院（A）で15日間入院をしたのちに、入院（A）の退院日の翌日から180日以内に、同一の病気を原因として入院（B）で7日間入院をした場合



〔支払対象となる入院日数〕 入院（A）15日＋再入院（B）7日＝22日
（入院（B）は、入院（A）で8日以上継続した入院がありますので支払対象となります）

② 1回の入院とみなされない事例

〔事例〕入院（A）で15日間入院をしたのちに、入院（A）の退院日の翌日から180日を経過した後に同一の病気を原因として入院（B）で20日間入院した場合



〔支払対象となる入院日数〕 入院（A）15日
入院（B）20日
入院（A）＋入院（B）＝35日
（入院（A）と入院（B）は別入院として取扱われます。仮に入院（B）が7日の場合は、8日以上継続した入院ではないため、支払対象とはなりません）

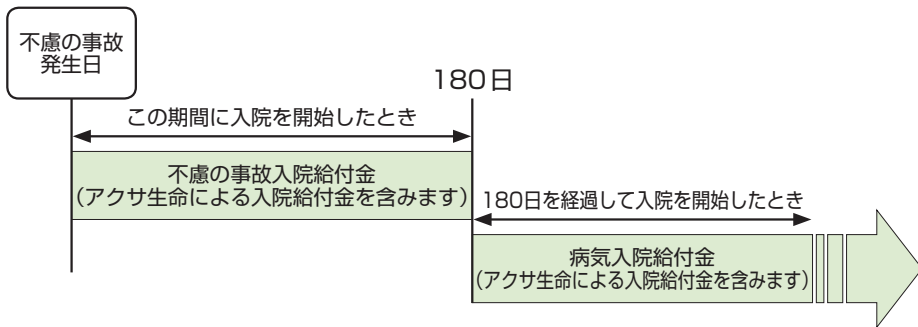
不慮の事故のお取扱いでご注意いただきたいこと

- 詳しくは「第二部 契約規定（約款）」をご覧ください。
- 入院医療保障Ⅱでは、交通事故を含めて「不慮の事故」といいます。

□不慮の事故を直接の原因として入院した場合

事故日からその日を含めて180日以内に入院（再入院）を開始したときは、不慮の事故入院給付金をお支払いします（共済期間中の入院に限ります）。

ただし、180日を経過した後に入院を開始したときは、病気扱いとして病気入院給付金をお支払いするものとします。



項目 12

共済金・給付金等をお支払いできない場合

□ 免責事由に該当する場合、共済契約が解除された場合、重大事由により解除された場合および共済契約が取消とされた場合

支払事由にかかわらず共済金・給付金等をお支払いできない場合があります。

①【免責事由に該当する場合】は「第二部 契約規定(約款)」42～43ページをご参照ください。

②【共済契約を解除する場合】

(1) 告知義務違反による解除の場合

共済契約者または被共済者が、被共済者の告知義務に違反した場合

(2) 二重契約による解除の場合(二重契約については9ページをご覧ください)

1人の被共済者が本組合の他の共済制度または同一の共済制度を二重に契約した場合(後から契約した共済契約が解除の対象となります)

* 共済契約が解除された場合、共済金・給付金等の支払事由が生じても共済金・給付金等をお支払いすることはできません。

③【重大事由による解除の場合】

次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、本組合は共済契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 共済契約者、被共済者または受取人が、給付金または死亡共済金を詐取する目的または他人に給付金または死亡共済金を詐取させる目的で事故(未遂を含みます)をした場合

(2) 給付金または死亡共済金の請求に関し、共済契約者、被共済者または受取人に詐欺行為または強迫行為があった場合

(3) 共済契約者、被共済者または受取人が、本組合で必要とする書類に故意に不実のことを記載し、またはそれらの書類や証拠を偽造もしくは変造した場合

(4) 共済契約者、被共済者または受取人が、次の(イ)から(ニ)のいずれかの反社会的勢力等に該当する場合

- (イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (二) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 上記（1）から（4）に掲げるもののほか、共済契約を継続することを期待しえない上記（1）から（4）に掲げる事由と同等の事由がある場合
- * 共済契約が解除された場合、共済金・給付金等（上記（4）のみに該当した場合で、その該当した者が共済金・給付金等受取人のみであり、かつ、その受取人が共済金・給付金等の一部の受取人であるときは、共済金・給付金等のうち、その受取人に支払われるべき共済金・給付金等をいいます）の支払事由が生じて共済金・給付金等をお支払いすることはできません。また、すでにお支払いしていたときは、その返還を請求する場合があります。

④【共済契約を取消とする場合】

共済契約者、被共済者または受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結したときは、本組合は共済契約を取消とすることがあります。この場合、既に払込まれた共済掛金は返戻しません。また、共済金・給付金等の支払事由が生じて共済金・給付金等をお支払いすることはできません。

* 共済契約が取消とされた場合は、本組合は、既にお支払いした共済金・給付金等相当額の返還を請求することができるものとします。

—— 項目 13 ——

割戻金

(1) 本組合の事業年度末（3月31日）に決算を行い剰余金が生じた場合は、利用分量配当により割戻金（以下「利用分量割戻金」といいます）として、3月31日現在の共済契約に対しお戻しします。なお、各事業年度の利用分量割戻金の内、払込共済掛金の5%に相当する金額（100円単位）を出資金に振替させていただきます。ただし、払込共済掛金の5%以内で当該事業年度にかかる総代会で決議する金額（100円単位）を出資金に振替えることがあります。

振替えられた出資金は、組合加入時の出資金に準じて本組合を脱退するときに返還させていただきます。

(2) 割戻金については、毎年7月頃に共済契約者にお届けする「決算のお知らせ」にてご確認ください。

* 平成30年度決算までは、本組合の事業年度末（3月31日）に決算を行い剰余金が

生じた場合は、利用分量配当により割戻金として、共済期間の満了日（3月31日）に契約している被共済者に割り当てた後、出資金に振替えられ、積立割戻金となる取扱いをしております。

なお、払戻しのご請求をされていない積立割戻金は、引き続き本組合の出資金としてお預かりしています。

— 項目 14 —

税法上の取扱い

□死亡共済金の課税関係

共済制度においては、契約形態（共済契約者・被共済者および死亡共済金受取人の設定）によって、死亡共済金の課税関係が異なります。

●本組合の自家共済部分の死亡共済金に関する説明をしております。

①共済契約者と被共済者が同一である場合

契約形態			税の種類
共済契約者 (共済掛金負担者)	被共済者	受取人	
本人	本人	配偶者	相続税（みなし相続財産）
本人	本人	子	
本人	本人	父	
本人	本人	母	

* 共済契約者と被共済者が同一で、死亡共済金受取人がその共済契約者の法定相続人である場合は、相続税法の定めにより死亡共済金（契約が2件以上の場合は合計します）のうち次の算式によって計算した金額までが非課税として扱われます。

$$\text{非課税限度額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

②共済契約者と死亡共済金受取人が同一で、被共済者が別人の場合

契約形態			税の種類
共済契約者 (共済掛金負担者)	被共済者	受取人	
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）
本人	子	本人	
本人	父	本人	

③共済契約者、被共済者、死亡共済金受取人がそれぞれ別人の場合

契約形態			税の種類
共済契約者 (共済掛金負担者)	被共済者	受取人	
本人	配偶者	子	贈与税
本人	子	配偶者	

□死亡共済金以外の共済金・給付金の非課税扱いについて

傷害や疾病により支払われる共済金・給付金（高度障害共済金・障害給付金・入院給付金・手術給付金等）は、その受取人が被共済者、その配偶者、もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合には、全額非課税となります。

□生命保険料控除について

入院医療保障Ⅱの自家共済部分の共済掛金は、生命保険料控除の対象とはなりません。なお、アクサ生命部分の保険料は、生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除証明書（引受保険会社であるアクサ生命が発行）は、毎年10月頃に発行されます。

—— 項目 15 ——

インターネットによる手続きについて

共済契約の申込みや内容変更等の手続きについては、本組合の定める書面の提出に代えてホームページから行うこともできます。

詳しくは、本組合のホームページをご確認ください。

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

—— 項目 16 ——

異議の申立て

- (1) 共済契約の内容および共済金等の支払いに関して、本組合の決定に不服がある共済契約者、被共済者または共済金等の受取人は、本組合の審査委員会に対して決定通知のあった日の翌日からその日を含めて30日以内に書面をもって異議の申立てをすることができます。
- (2) 審査委員会は、異議の申立てを受けたときは異議申立ての書面を本組合が受理した日からその日を含めて30日以内に審査を行い、その結果を異議申立人に通知します。

ご意見・ご要望等

本組合に関するご意見・ご要望等がある場合にご連絡ください。

TEL : 045-201-2331

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の本組合休業日を除きます）

第二部

契約規定（約款）

ご契約内容に関する取り決めを記載したものです。

入院医療保障Ⅱ

入院医療保障Ⅱ

も く じ

—総合編—	
—総合編—について	27ページ
〔制度内容〕	27ページ
第1 共済制度のご契約にあたって	
1. 共済契約者	27ページ
2. 被共済者	27ページ
3. 保障開始日	27ページ
4. 二重契約の禁止	27ページ
第2 共済期間・自動更新・終期	
5. 共済期間	27～28ページ
6. 共済契約の自動更新	28ページ
7. 共済契約の終期	28ページ
第3 共済掛金と保障責任の消滅	
8. 共済掛金	28ページ
9. 共済掛金の払込方法および保障責任の消滅	28～29ページ
第4 共済契約の復活（アクサ生命部分）	
10. 共済契約の復活	29ページ
第5 共済金および給付金のお支払い	
11. 保障表	30～31ページ
第6 共済金および給付金の受取人	
12. 共済金および給付金の受取人	31～32ページ
第7 共済契約の解除	
13. 共済契約を解除する場合	32ページ
14. 重大事由による解除	32～33ページ
15. 共済契約を解除できない場合	33ページ
第8 共済契約の取消	
16. 共済契約を取消とする場合	33ページ
第9 事故通知と共済金および給付金のご請求	
17. 事故発生の際の通知義務	33ページ
18. 共済金および給付金の請求	33～34ページ
19. 個人情報の利用	34ページ
20. 共済金および給付金のお支払いまでの期日	34～35ページ
第10 共済契約の内容変更	
21. 共済契約の内容変更	35ページ
22. 共済契約者または被共済者の住所変更	35～36ページ
23. 個人情報の利用	36ページ
第11 共済契約の解約と消滅	
24. 共済契約の解約	36ページ
25. 共済契約の消滅	36ページ
26. 解約返戻金	36ページ
第12 その他の事柄	
27. 割戻金・契約者配当金	36～37ページ
28. 生命保険料控除	37ページ
29. 制度内容・保障内容の変更	37ページ
30. 信用リスク	37ページ
31. 時効	37ページ
32. 適用	37ページ
—自家共済編—	
第1 給付金のお支払い	
1. 保障表	39ページ
2. 給付金	39～42ページ
3. 保障開始日前の発病等における取扱い	42ページ
第2 給付金をお支払いできない場合	
4. 免責事由に該当する場合	42～43ページ

5. 共済契約が解除された場合	43ページ
6. 重大事由により解除された場合	43ページ
7. 共済契約が取消とされた場合	43ページ
第3 その他の事柄	
8. 異議の申立て	43ページ
9. 管轄裁判所	43ページ
<別表1>対象となる不慮の事故	44ページ
<別表2>高度障害状態	45ページ
<別表2の備考>	45～46ページ
<別表3>対象となる手術給付表	46～49ページ
<別表4>高度先進医療給付表	49ページ
[備考]	50ページ

— 総合編 —

----- 総合編 — について -----

入院医療保障Ⅱは、本組合の自家共済による部分と、引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社（以下「アクサ生命」ということがあります）の医療給付金付個人定期保険（特約を含みます）による部分とで構成されています。

「— 総合編 —」では、本組合の「契約規定（約款）」と、アクサ生命の「医療給付金付個人定期保険普通保険約款（特約を含みます）」の契約内容についての事柄や保障内容を記載しております。

自家共済部分の保障内容等の詳細につきましては、後述の「— 自家共済編 —」に記載しておりますので必ずお読みください。

また、この制度のアクサ生命の医療給付金付個人定期保険部分は、掛金の払込みがされなかった場合には、契約の復活などの取扱いがあり、個人扱いとして引続き契約できる場合もありますので本組合までお問い合わせください。

なお、アクサ生命の保障分に関する取扱いは医療給付金付個人定期保険普通保険約款をご確認ください。

【制度内容】

入院医療保障Ⅱ（共済事業規約）は、被共済者の不慮の事故や病気・ケガによる入院医療の保障を目的とする制度です。

----- 第 1 共済制度のご契約にあたって -----

1. 共済契約者

本組合の組合員の方

2. 被共済者

本組合の組合員の方

3. 保障開始日（現在新規契約を取扱っておりません）

保障開始日は、毎月 1 日とし、保障開始日の午前零時から共済契約上の保障責任が開始します。

4. 二重契約の禁止

1 人の被共済者が、この特約（入院医療保障Ⅱ）を二重に契約することはできません。また、本組合の入院共済特約Ⅰ、入院共済特約Ⅱ、安心入院コース、女性医療 生き生き美しくと二重に契約することもできません。

----- 第 2 共済期間・自動更新・終期 -----

5. 共済期間

① 県民共済の自家共済について

共済期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（満了日）までの 1 年間です。

ただし、入院医療保障Ⅱの終期（70 歳）が共済期間の年度途中で到来した場合は、共済期間が 1 年未満となる場合があります。

② アクサ生命の医療給付金付個人定期保険（特約を含みます）について

保険期間は、5年間です。

6. 共済契約の自動更新

①県民共済の自家共済について

本組合の自家共済は、共済期間の満了に際して、共済契約者から更新しない旨の申し出がない限り、毎年自動更新され終期まで継続します。

②アクサ生命の医療給付金付個人定期保険（特約を含みます）について

アクサ生命部分は、保険期間の満了に際して、満了日の3ヵ月前までに、契約者から更新しない旨の申し出がない限り、この契約は自動更新されます。

7. 共済契約の終期

共済契約の終期は、被共済者の共済年齢が70歳となる契約応当日の前日とし、その日をもって共済契約は終了します。この「〔第二部〕契約規定（約款）」（以下「約款」といいます）では、この日を「終期日」ということがあります。

※本組合が実施する共済制度には、共済契約の終期にともなう終期（満期）共済金・給付金はありません。

※共済年齢とは、年齢計算日現在において、1年未満の端数が6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは1歳切り上げた年齢をいいます。

以下のアクサ生命でいう契約年齢は、共済年齢と同じです。

-----第3 共済掛金と保障責任の消滅-----

8. 共済掛金

入院医療保障Ⅱの共済掛金は、アクサ生命の更新時の契約年齢（共済年齢）に応じて、5年ごとに変更します。

9. 共済掛金の払込方法および保障責任の消滅

①口座振替等による場合

(1) 共済掛金は、月払いの前月払いとし、口座振替等により毎月8日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下、この日を「払込期日」といいます）に払込みいただきます。

* 払込期日に口座振替等により共済掛金が払込みされなかったときは、本組合は共済契約者に次月の払込期日において未払込みの共済掛金と翌月分の共済掛金の合計金額をお支払いいただくための通知をします。

* 自家共済部分には“契約復活のお取扱い”はありませんので、共済掛金の払込みにはご注意ください。

(2) 共済掛金が、連続して3ヵ月払込みされなかったときは、共済掛金の払込みができた最終月の翌月末日に遡って、自家共済部分の共済契約上の保障責任は消滅し、アクサ生命部分については払込猶予期間満了日の翌日から契約は効力を失うこととなります。

(3) 共済金・給付金の支払事由が生じた場合に、その日を含む月以前の未払込みの共済掛金があるときは、以下の取扱いとなります。

(イ) お支払いする共済金・給付金の金額が未払込みの共済掛金の金額以上の場合
共済契約者、共済金・給付金の受取人の同意を得て、お支払いする共済金・給付金から未払込みの共済掛金を差し引いたうえで、その残額をお支払いします。同意が得られないときは、未払込みの共済掛金の払込みがあるまで共済金・給付金のお支払いは保留となります。

- (ロ) お支払いする共済金・給付金の金額が未払込みの共済掛金の金額未済の場合
未払込みの共済掛金の払込みがあるまで共済金・給付金のお支払いは保留となります。

②クレジットカード払いによる場合（令和2年2月16日以降は新たにご指定いただくことはできません）

- (1) 共済掛金は月払いとします。

各カード会社により決済日が異なりますので、指定したカード会社にてご確認ください。

*本組合は毎月所定の期日にクレジットカード会社に対し、クレジットカードの有効性等の確認を行い、この確認ができたことをもって共済掛金が払込みされたものとみなします。クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合は、共済契約者に払込みいただけなかった共済掛金の額と、次回に払込みいただく共済掛金の額を通知します。

*自家共済部分には「契約復活のお取扱い」はありませんので、共済掛金の払込みにはご注意ください。

- (2) 共済掛金が、連続して3ヵ月払込みされなかったときは、共済掛金の払込みができた最終月の翌末日に遡って、自家共済部分の共済契約上の保障責任は消滅し、アクサ生命部分については払込猶予期間満了日の翌日から契約は効力を失うこととなります。

- (3) 共済金・給付金の支払事由が生じた場合に、その日を含む月以前の未払込みの共済掛金があるときは、以下の取扱いとなります。

(イ) お支払いする共済金・給付金の金額が未払込みの共済掛金の金額以上の場合
共済契約者、共済金・給付金の受取人の同意を得て、お支払いする共済金・給付金から未払込みの共済掛金を差し引いたうえで、その残額をお支払いします。同意が得られないときは、未払込みの共済掛金の払込みがあるまで共済金・給付金のお支払いは保留となります。

(ロ) お支払いする共済金・給付金の金額が未払込みの共済掛金の金額未済の場合
未払込みの共済掛金の払込みがあるまで共済金・給付金のお支払いは保留となります。

※共済金・給付金のお支払いは、共済掛金の払込みが必要となります。

入院給付金のお支払いに際して、共済掛金の払込みをしていた月に入院を開始し、翌月以降も引き続き入院を継続していたときに共済掛金が未払いとなった場合は、上記①（3）または②（3）に準じて取扱いします。

※「口座振替等」および「クレジットカード払い」のいずれの場合も入院医療保障Ⅱの終期時には、上記と異なる取扱いがありますので、終期の際にお届けするご案内でご確認ください。

-----**第4 共済契約の復活（アクサ生命部分）**-----

10. 共済契約の復活

入院医療保障Ⅱは、アクサ生命部分について契約の効力を失った場合、契約を復活できる場合があります。なお、自家共済部分には「契約復活」のお取扱いはありませんので、共済掛金の払込みにはご注意ください。

-----第5 共済金および給付金のお支払い-----

11. 保障表

この約款に記載する入院医療保障Ⅱの給付事由と給付金額は、次表のとおりです。なお、自家共済部分の保障内容と給付事由の取扱いについては、39～42ページ「-自家共済編-」〔2. 給付金〕等によります。

保障内容		取扱区分	病気	不慮の事故
入院	入院給付金 (1入院120日限度 通算各700日)		継続8日以上初日から 日額 6,000円 自家共済による保障 3,000円 アクサ生命による保障 3,000円	5日以上初日から 日額 6,000円 自家共済による保障 3,000円 アクサ生命による保障 3,000円
	長期入院給付金 (1入院121日から 180日まで)		日額 6,000円 (自家共済による保障)	日額 6,000円 (自家共済による保障)
	長期入院見舞金 (入院給付金の初日から 通算して)		1入院240日以上 20万円 (自家共済による保障)	1入院240日以上 20万円 (自家共済による保障)
手術	手術給付金 (所定の手術を受けたとき、 手術の種類に応じて)		1回に付 20万円・10万円・5万円 自家共済による保障 5万円・1万円・0.5万円 アクサ生命による保障 15万円・9万円・4.5万円	1回に付 20万円・10万円・5万円 自家共済による保障 5万円・1万円・0.5万円 アクサ生命による保障 15万円・9万円・4.5万円
	家族付添援助金 (重度の手術(20万円)の とき)		10万円 (自家共済による保障)	10万円 (自家共済による保障)
女性ガン診断見舞金			1疾病に付 10万円 (自家共済による保障)	—
高度先進医療給付金 (所定の高度先進医療による療養 を受けたとき、技術料に応じて)			1医療に付 91.5万円～1.5万円 (アクサ生命による保障)	1医療に付 91.5万円～1.5万円 (アクサ生命による保障)
特定疾患給付金 (所定の特定疾患により、継続8 日以上入院のとき)			1疾病に付 9万円 (アクサ生命による保障)	—
死亡・高度障害共済金			30万円 (アクサ生命による保障)	60万円 (アクサ生命による保障)
入院時準備費用 (1入院に付1回)			2万円 (自家共済による保障)	2万円 (自家共済による保障)

※手術給付金、高度先進医療給付金につきましては、46～49ページ<別表3 対象となる手術給付表>および49ページ<別表4 高度先進医療給付表>にそれぞれ記載されております。

※アクサ生命による保障の給付内容の詳細に関しましては、医療給付金付個人定期保険普通保険約款（特約を含みます）にてご確認ください。

【別表】 [保障表のうちアクサ生命 引受部分]

アクサ生命引受部分の保険種類

主契約：医療給付金付個人定期保険 特約：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約

※次表の金額は、医療給付金付個人定期保険の主契約と特約による給付金額を制度の給付事由に合せて表示しています。

給付事由		取扱区分	病気	不慮の事故
入院	入院給付金 (1入院120日限度 通算各700日)		継続8日以上初日から 1日に付 3,000円	5日以上初日から 1日に付 3,000円
手術	手術給付金 (所定の手術を受けたとき、 手術の種類に応じて)		1回に付 15万円・9万円・4.5万円	1回に付 15万円・9万円・4.5万円
	高度先進医療給付金 (所定の高度先進医療による療養を 受けたとき、技術料に応じて)		1医療に付 91.5万円～1.5万円	1医療に付 91.5万円～1.5万円
	特定疾患給付金 (所定の特定疾患により、継続 8日以上入院のとき)		1疾病に付 9万円	—
	死亡・高度障害保険金		30万円	60万円

----- 第6 共済金および給付金の受取人 -----

12. 共済金および給付金の受取人

(1) 死亡共済金受取人は、契約申込書の所定欄で指定した方とします。

※死亡共済金受取人の指定は、共済契約者、被共済者の遺族または受取人指定のいずれかとなります。

※死亡共済金受取人を「被共済者の遺族」と指定した場合は、その受取人は労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位（配偶者→子→父母・・・）とします。

(2) 給付金・高度障害共済金の受取人は、契約申込書の所定欄で指定した共済契約者または被共済者となります。

※被共済者が死亡した場合の給付金（高度障害共済金を除きます）の受取人は、被共済者の法定相続人とします。

※女性ガン診断見舞金の受取人は、契約申込書の所定欄で指定した共済契約者または被共済者、または被共済者の親族とします。親族の順位は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位（配偶者→子→父母・・・）とします。

(3) 死亡共済金の支払事由が生じたときに、指定された受取人が死亡して再指定されていなかった場合は、受取人の死亡時の法定相続人で支払事由発生時に生存しているものを受取人とします。

(4) 同順位の受取人が2人以上いるときは、代表受取人を定めていただきます。代表受取人は、他の共済金受取人を代理するものとします。

- (5) 上記(4)の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、本組合が上記(4)の受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。
- (6) 共済契約者は、支払事由が発生するまでは、被共済者の同意を得たうえで、本組合に所定の書面にて通知することにより死亡共済金の受取人を変更することができます。
なお、変更の指定ができる範囲は、被共済者の配偶者・2親等以内の直系血族・1親等以内の直系姻族・2親等以内の傍系親族に該当する者とします。
- (7) 女性ガン診断見舞金の受取人は、契約申込書の所定欄で指定した共済契約者または被共済者、または被共済者の親族とします。親族の順位は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位とし、同順位が2人以上いるときは代表者1人を定め、他の受取人を代理するものとします。

-----第7 共済契約の解除-----

13. 共済契約を解除する場合

次のいずれかに該当する場合は、本組合はこの共済契約を将来に向かって解除することができます。

①告知義務違反による場合

共済契約者または被共済者が、被共済者の告知義務に違反した場合

②二重契約による場合

1人の被共済者が本組合の他の共済制度またはこの制度を二重に契約した場合（後から契約した共済契約が解除の対象となります）

※共済契約が解除された場合、共済金・給付金の支払事由が生じても共済金・給付金をお支払いすることはできません。

14. 重大事由による解除

(1) 次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当する場合は、本組合はこの共済契約を将来に向かって解除することができます。

(イ) 共済契約者、被共済者または受取人が、給付金または死亡共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故しよう致（未遂を含みます）をした場合

(ロ) 給付金または死亡共済金の請求に関し、共済契約者、被共済者または受取人に詐欺行為または強迫行為があった場合

(ハ) 共済契約者、被共済者または受取人が、本組合で必要とする書類に故意に不実のことを記載し、またはそれらの書類や証拠を偽造もしくは変造した場合

(ニ) 共済契約者、被共済者または受取人が、次の(i)から(iv)のいずれかの反社会的勢力等に該当する場合

(i) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること

(ii) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(iii) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(iv) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (ホ) 上記(イ)から(ニ)に掲げるもののほか、この共済契約を継続することを期待しない上記(イ)から(ニ)に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (2) 給付金または死亡共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は上記(1)によってこの共済契約を解除することができます。この場合には、共済金・給付金(上記(1)の(二)のみに該当した場合で、その該当した者が共済金・給付金受取人のみであり、かつ、その受取人が共済金・給付金の一部の受取人であるときは、共済金・給付金のうち、その受取人に支払われるべき共済金・給付金をいいます)をお支払いすることはできません。また、すでにお支払いしていたときは、その返還を請求する場合があります。
- (3) 共済契約を解除したときは、共済契約者に通知します。ただし、共済契約者の住所不明等正当な事由によって共済契約者に通知できないときは、被共済者または受取人に通知しません。

15. 共済契約を解除できない場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、本組合は〔13. 共済契約を解除する場合〕①による解除はできません。

- (1) 本組合が、解除の原因となる事実を知っていたとき
- (2) 本組合が解除の原因となる事実を知った日(正当な理由によって解除の通知ができない場合にはその通知ができる日)からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
- (3) 保障開始日からその日を含めて2年以内に、共済金・給付金の支払事由が生じなかったとき

-----第8 共済契約の取消-----

16. 共済契約を取消とする場合

共済契約者、被共済者または受取人の詐欺または強迫によって契約を締結したときは、本組合はこの共済契約を取消とすることがあります。この場合、既に払込まれた共済掛金は返戻しません。また、共済金・給付金の支払事由が生じても共済金・給付金をお支払いすることはできません。

* 共済契約が取消とされたときは、本組合は、既にお支払いした共済金・給付金相当額の返還を請求することができるものとします。

-----第9 事故通知と共済金および給付金のご請求-----

17. 事故発生時の通知義務

被共済者に不慮の事故等によって共済金・給付金の支払事由が発生したときは、共済契約者、被共済者または受取人は、遅滞なく事故の発生状況や事故の程度等を本組合に通知してください。

18. 共済金および給付金の請求

共済金・給付金の請求手続きの際は、所定の請求書に次の(1)から(3)の必要書類(請求書に明記)を添付のうえ、速やかに本組合に提出してください。

- (1) 医師の診断書。ただし、死亡の場合は死亡診断書および戸籍謄本
- (2) 警察署の発行する事故証明書またはそれにかわるべき証明書
- (3) その他、特に本組合が要求する書類

※本組合職員または本組合が委託した者が、事実の確認・お申込内容や告知の確認にお伺いす

る場合がありますので、その際にはご協力ください。

なお、〔11. 保障表〕の【別表】に記載する「アクサ生命の引受部分」については、アクサ生命が委託した調査会社等が、事実確認をさせていただく場合があります。

19. 個人情報の利用

本組合は、共済金・給付金の請求にともなって、提出書類ならびに添付書類に記載された個人情報を、支払手続きのために請求者等（共済契約者、被共済者、共済金受取人等を指します）の同意を得たうえで利用します。

また、本組合から支払手続きのためアクサ生命へ提出する場合があります。

20. 共済金および給付金のお支払いまでの期日

①＜アクサ生命による全額引受、アクサ生命による一部引受、本組合による自家共済＞のお支払いまでの期日

入院医療保障Ⅱは、本組合の自家共済とアクサ生命が引受ける医療給付金付個人定期保険（特約を含みます）とで構成されています。アクサ生命引受部分については、アクサ生命部分の保険金等（31ページ〔11. 保障表〕の【別表】に記載する保険金・給付金をいいます。以下、同様）を受取人の同意を得て本組合が代理受理した後に、本組合の自家共済部分と併せた30～31ページ〔11. 保障表〕に記載する共済金（保険金）・給付金を受取人にお支払いします。

従いまして、＜アクサ生命による全額引受、アクサ生命による一部引受、本組合による自家共済＞のお支払いまでの期日は以下のとおりとなります。

（1）病気等一般死亡保険金・高度障害保険金、不慮の事故死亡保険金・高度障害保険金、高度先進医療給付金・特定疾患給付金（アクサ生命による全額引受分）

書類の不足や記載内容に不明な点がない場合は、請求書類を本組合経由でアクサ生命が受理した日（もしくは受理した日の翌日）からその日を含めて5営業日以内に本組合に支払いがされます。

本組合はアクサ生命よりの保険金等の着金を確認し、速やかに受取人へお支払いします。

（2）病気または不慮の事故による入院給付金および手術給付金（アクサ生命による一部引受分）

アクサ生命引受分は、書類の不足や記載内容に不明な点がない場合は、請求書類を本組合経由でアクサ生命が受理した日（もしくは受理した日の翌日）からその日を含めて5営業日以内に本組合へ支払いがされます。本組合の自家共済部分は30営業日以内がお支払い期日となりますが、アクサ生命よりの給付金等の着金を確認し、速やかに受取人へお支払いします。

（3）上記（1）（2）以外の給付金（本組合による自家共済分）

給付金の請求があった場合は、書類の不足や記載内容に不明な点がない場合は、請求書類が本組合に到着した日の翌日からその日を含めて30営業日以内に受取人にお支払いします。

上記のお支払い期間内では確認ができず、共済金・給付金をお支払いするための確認が必要な場合は、次の②③に定める基準で確認を行います。

※本組合またはアクサ生命がお支払いするために必要な事項の確認をいすれかが行った場合は、

予め受取人の同意を得て事実確認の結果を本組合またはアクサ生命が共通して使用します。

②お支払いまでの期日の定めに応じない場合【自家共済分】

（1）本組合が上記①の期間内に次の（イ）から（二）の確認を終えることができない場合

- (イ) 事故の発生の事実
 - (ロ) 事故・損害・傷害または疾病の態様
 - (ハ) 支払うべき共済金・給付金の額（アクサ生命引受部分の保険金・給付金を含みます）
 - (二) その他お支払いするために必要な事項
- (2) 上記（1）に該当した場合のお支払いの期日は、次の（イ）から（へ）によります。
- (イ) 事故の状況の確認および証拠の収集または反社会的勢力等に該当する事実の確認等のため、公の機関による捜査、調査等の結果および証明等を得る必要がある場合は180日以内
 - (ロ) 共済金・給付金の支払責任の有無または傷害もしくは疾病の程度について、医療機関による鑑定・診断・判断等を得る必要がある場合は90日以内
 - (ハ) 被共済者に後遺障害が生じた場合は120日以内
 - (ニ) 共済金・給付金の支払責任の有無または損害の程度について、専門機関等による鑑定・判断等を得る必要がある場合は90日以内
 - (ホ) 災害救助法が適用された地域において発生した事故について調査等を行う必要がある場合は60日以内
 - (ヘ) 日本国外で発生した事故について調査等を行う必要がある場合、または事故の発生の地域に拘わらず日本国外において調査等を行う必要がある場合は180日以内
- (3) 本組合が上記（1）の（イ）から（二）の事項を確認するために必要な調査を行う際に、共済契約者、被共済者または共済金・給付金受取人が正当な理由がなくその調査を妨げ、または応じなかった場合は、本組合はこの期間について遅滞の責任を負わず、上記（2）の（イ）から（へ）の記載にかかわらず、調査が終了するまで共済金・給付金をお支払いしません。

③お支払いまでの期日の定めに応じない場合【アクサ生命引受分】

保険金または給付金を支払うために確認が必要な場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金請求時までにアクサ生命に提出された書類だけでは確認ができないときにその事実の確認（保険会社の指定した医師による診断を含みます）を行う場合の保険金または給付金を支払うべき期限については、アクサ生命の普通保険約款および特約条項に記載されています。

アクサ生命の保障分に関する取扱いは医療給付金付個人定期保険普通保険約款をご確認ください。

-----第10 共済契約の内容変更-----

21. 共済契約の内容変更

- (1) 共済契約者は、共済契約の内容変更（共済契約者・共済掛金振替口座の変更等）が生じた場合は、所定の届出用紙を使用のうえ、速やかに本組合に提出してください。
- (2) 共済契約の内容変更は、上記（1）の完備した書類が本組合に到着した日をもって変更日とします。
- (3) 共済契約者は、被共済者の同意および本組合の承諾を得ずに、共済契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることはできません。

22. 共済契約者または被共済者の住所変更

- (1) 共済契約者または被共済者が住所を変更したときは、遅滞なく本組合に通知してください。

(2) 共済契約者から上記(1)の通知がなかったときは、本組合が知った最後の住所に発信した通知は、通常到着するために要する期間を経過したときに、共済契約者に到着したものとします。

23. 個人情報の利用

本組合は、共済契約の内容変更届、住所の変更通知にともなって、提出書類ならびに添付書類に記載された個人情報を、変更手続きのために契約対象者等(共済契約者、被共済者、共済金受取人を指します)の同意を得たうえで利用します。

また、本組合から変更手続きのため引受保険会社へ提出する場合があります。

-----第11 共済契約の解約と消滅-----

24. 共済契約の解約

共済契約は、共済契約者の申し出によりいつでも解約することができます。

なお、解約(脱退)届出書類が毎月所定の期日までに本組合に到着したときは、翌月末日での解約となります。

※本組合の共済制度(自家共済部分)には、共済契約の解約にともなう払戻し金(解約返戻金)はありません。

25. 共済契約の消滅

次の(1)から(4)のいずれかに該当した場合、この共済契約はその事実が発生した日をもって消滅となります。

(1) 被共済者が死亡した場合は、死亡した日

(2) 被共済者が高度障害状態に該当し、高度障害保険金(共済金)が支払われた場合は、高度障害症状固定日

(3) 共済掛金が連続して3ヵ月払込みされなかった場合は、払込みができた最終月の翌月末日

(4) 被共済者の共済年齢が70歳となる契約応当日の前日

※本組合の共済制度(自家共済部分)には、共済契約の消滅にともなう払戻し金(解約返戻金)はありません。

26. 解約返戻金

入院医療保障Ⅱを解約した場合、本組合の自家共済部分には解約にともなう払戻し金はありません。なお、アクサ生命部分について解約にともなう払戻し金があるときは、共済契約者にお支払いします。

-----第12 その他の事柄-----

27. 割戻金・契約者配当金

①自家共済の割戻金について

本組合の事業年度末(3月31日)に決算を行い剰余金が生じた場合は、利用分量配当により割戻金(以下「利用分量割戻金」といいます)として、3月31日現在の共済契約に対しお戻しします。なお、各事業年度の利用分量割戻金の内、払込共済掛金の5%に相当する金額(100円単位)を出資金に振替えさせていただきます。ただし、払込共済掛金の5%以内で当該事業年度にかかる総代会で決議する金額(100円単位)を出資金に振替えることがあります。

振替えられた出資金は、組合加入時の出資金に準じて本組合を脱退するときに返還させてい

ただきます。

*平成30年度決算までは、本組合の事業年度末（3月31日）に決算を行い剰余金が生じた場合は、利用分量配当により割戻金として共済期間の満了日（3月31日）に契約している被共済者に割り当てた後、出資金に振替えられ、積立割戻金となる取扱いをしております。

なお、払戻しのご請求をされていない積立割戻金は、引き続き本組合の出資金としてお預かりしています。

②アクサ生命の契約者配当金について

無配当タイプですので契約者配当金はありません。

28. 生命保険料控除

個人が負担する場合、共済掛金のうち引受保険会社分は生命保険料控除の対象となります。控除対象額は毎年10月頃に生命保険料控除証明書でお知らせします。

29. 制度内容・保障内容の変更

この約款に記載する制度内容・保障内容は、社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金等の支払状況によって変更する場合があります。

また、共済掛金または保障額は死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。

30. 信用リスク

本組合の支払いが著しく増加した場合は、ご契約内容の共済金・給付金が削減されることがあります。

31. 時効

共済金・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときは、時効により消滅します。

32. 適用

この約款の記載事項は、令和3年4月より適用されます。

なお、アクサ生命の保障分に関する取扱いは医療給付金付個人定期保険普通保険約款をご確認ください。

※この約款に記載のない事項で法律等に関する事項は、関係法令の定めによります。

— 自家共済編 —

----- 第 1 給付金のお支払い -----

1. 保障表

この約款に記載する入院医療保障Ⅱの自家共済による給付事由と給付金額は次表のとおりです。
なお、保障内容と給付事由の取扱いについては〔2. 給付金〕によります。

保障内容		取扱区分	病気	不慮の事故
入院	入院給付金 (1入院120日限度 通算各700日)		継続8日以上初日から 日額 3,000円	5日以上初日から 日額 3,000円
	長期入院給付金 (1入院121日から 180日まで)		日額 6,000円	日額 6,000円
	長期入院見舞金 (入院給付金の初日から 通算して)		1入院240日以上 20万円 1入院365日以上 20万円	1入院240日以上 20万円 1入院365日以上 20万円
手術	手術給付金 (所定の手術を受けたとき、 手術の種類に応じて)		1回に付 5万円・1万円・0.5万円	1回に付 5万円・1万円・0.5万円
	家族付添援助金 (重度の手術(20万円)の とき)		10万円	10万円
女性ガン診断見舞金			1疾病に付 10万円	—
入院時準備費用 (1入院に付1回)			2万円	2万円

2. 給付金

給付金の取扱いにおいて「共済期間中」「共済期間を通じて」とは共済契約を自動更新したときの更新前・更新後の共済期間を含みます。また「入院」などの定義は50ページ<巻末：備考>をご参照ください。

①入院給付金

- (1) 被共済者が共済期間中に、治療を目的として国内の病院または診療所に入院し、次の(イ)(ロ)に該当した場合は、初日に遡って入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
 - (イ) 保障開始日以後に発病した病気を直接の原因として、8日以上継続して入院したとき

- (ロ) 保障開始日以後に発生した所定の不慮の事故（入院医療保障Ⅱにおいては交通事故を含めて不慮の事故といいます。以下同じ）を直接の原因として、その事故日から180日以内に入院を開始し、その入院日数が5日以上になったとき
- (2) 入院給付金の給付限度は次の(イ)(ロ)とします。ただし、この契約が更新されたときは、更新前・更新後の共済期間中にお支払いした入院給付金を、それぞれの給付限度に含みます。
 - (イ) 病気による入院給付金……通算して700日分、かつ1回の入院について120日分
 - (ロ) 不慮の事故による入院給付金……通算して700日分、かつ同一の不慮の事故について120日分
- (3) 被共済者が、次の(イ)(ロ)のいずれかに該当する入院をした場合は、病気を直接の原因とする入院とみなし上記(1)を適用します。
 - (イ) 保障開始日以後に発生した不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
 - (ロ) 保障開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故日から180日を経過した後に開始した入院
- (4) 被共済者が、次の(イ)(ロ)のいずれかに該当する入院をした場合は1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、入院日数120日をもってその限度とします。
 - (イ) 同一疾病（医師等の診断に基づきこれと因果関係があると本組合が認めた病気を含みます）を原因として、8日以上継続入院を含んで2回以上の入院があり、それぞれの入院の間が180日以内である場合
 - (ロ) 同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故日から180日以内に開始した入院が2回以上ある場合
- (5) 被共済者が、入院中に異なる病気または不慮の事故が生じた場合、入院開始の直接の原因となった病気または不慮の事故により継続して入院したものとし、重複してはお支払いしません。
- (6) 被共済者が、入院中に次の(イ)(ロ)のいずれかの事由が発生した場合、当該事由の発生した日の翌日以後の入院は、この契約の共済期間中の入院とみなして入院給付金をお支払いします。ただし、その入院は1回の入院の給付限度（120日分）を適用します。
 - (イ) 入院中にこの契約の共済期間が満了または終了したとき
 - (ロ) 入院中に病気高度障害共済金・災害高度障害共済金の支払事由が発生したために、この契約が消滅したとき
- (7) 転入院または再入院をした場合、これらを証する書類があり、かつ本組合が認めたときは継続した1回の入院とみなします。

②長期入院給付金

- (1) 入院給付金の支払対象となった入院で、入院日数121日目から60日分を限度として、入院日数に応じて長期入院給付金をお支払いします。
- (2) 同一疾病（医師等の診断に基づきこれと因果関係があると本組合が認めた病気を含みます）または同一の不慮の事故を直接の原因とした2回以上の入院については、それぞれの入院の間が180日以内の場合は1回の入院とみなします。
- (3) 入院給付金の給付限度（700日分）に到達した日の翌日以後の入院については、長期入院給付金は支払対象とはなりません。
- (4) 入院中に異なる病気または不慮の事故が生じた場合、入院開始の直接の原因となった病

気または不慮の事故により継続して入院したものとし、重複してお支払いしません。

- (5) 長期入院給付金は、共済期間中の入院に限るものとします。
- (6) 転入院または再入院をした場合、これらを証する書類があり、かつ本組合が認めたときは継続した1回の入院とみなします。

③長期入院見舞金

- (1) 長期入院給付金の支払対象となった入院で、その入院日数が240日以上になったとき、さらにその入院日数が365日以上になったときは、それぞれの入院日数に応じた一時金を長期入院見舞金としてお支払いします。
- (2) 同一疾病（医師等の診断に基づきこれと因果関係があると本組合が認めた病気を含みます）または同一の不慮の事故を直接の原因とした2回以上の入院については、それぞれの入院の間が180日以内の場合は1回の入院とみなします。
- (3) 入院給付金の給付限度（700日分）に到達した日の翌日以後の入院については、長期入院見舞金は支払対象となりません。
- (4) 長期入院見舞金は、共済期間中の入院に限るものとします。
- (5) 転入院または再入院をした場合、これらを証する書類があり、かつ本組合が認めたときは継続した1回の入院とみなします。

④入院時準備費用

- (1) 入院給付金の支払対象となった入院について、入院時準備費用をお支払いします。
- (2) 同一疾病（医師等の診断に基づきこれと因果関係があると本組合が認めた病気を含みます）または同一の不慮の事故を直接の原因とした2回以上の入院については、それぞれの入院の間が180日以内の場合は1回の入院とみなし、給付は1回とします。
- (3) 入院時準備費用は、入院開始日を含めた入院給付金の支払時にあわせてお支払いします。

⑤手術給付金

- (1) 被共済者が、保障開始日以後に発病した病気または発生した不慮の事故を直接の原因として、病院または診療所において治療を直接の目的とした別表3に掲げる手術を受けたときは、手術1回につき手術の種類に応じて手術給付金をお支払いします。
- (2) 被共済者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、給付金額の高いいずれか1種類の手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- (3) 手術給付金は、共済期間中の手術に限るものとします。

※46～49ページ<別表3 対象となる手術給付表>をご確認ください。

⑥家族付添援助金

被共済者が、別表3で最高額（20万円）の支払対象となる重度の手術を受けたときは、家族の付添にかかる諸費用の援助金をお支払いします。

※46～49ページ<別表3 対象となる手術給付表>をご確認ください。

⑦女性ガン診断見舞金

- (1) 女性の被共済者が、保障開始日以後に発病した次の部位区分による病気を、医師により初めて診断確定され治療を開始した場合は、1疾病ごとに女性ガン診断見舞金をお支払いします。

(イ) 乳房の悪性新生物

「左乳房」「右乳房」の2部位に区分し、それぞれ1疾病とします。

(ロ) 生殖器の悪性新生物

「子宮」「卵巣」「胎盤」「その他の生殖器」の4部位に区分し、それぞれ1疾病と

します。

※女性ガンの診断確定は、病理組織学的所見（部検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線・内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより、日本の医師の免許を持った者によってなされることを要します。

(2) 女性ガン診断見舞金は共済期間中（更新のときは更新前の期間を含みます）、1疾病につき1回の給付とします。ただし、診断確定日の翌日から5年を経過した後、同一疾病の再発が診断確定された場合は、他の疾病とみなします。

(3) 女性ガン診断見舞金の受取人は、契約申込書の所定欄で指定した共済契約者または被共済者、または被共済者の親族とします。親族の順位は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位とし、同順位が2人以上いるときは代表者1人を定め、他の受取人を代理するものとします。

(4) 女性ガン診断見舞金は、共済期間中の診断確定に限るものとします。

3. 保障開始日前の発病等における取扱い

保障開始日前に発病した病気または発生した不慮の事故その他の外因を直接の原因として入院し、または手術を受けたときでも、次の①②の入院または手術は、保障開始日以後の原因によるものとみなして給付金をお支払いします。

①入院給付金

保障開始日からその日を含めて2年を経過した後に開始した8日以上の継続入院

②手術給付金

保障開始日からその日を含めて2年を経過した後の手術

-----第2 給付金をお支払いできない場合 -----

4. 免責事由に該当する場合

次のような場合には給付金をお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

①病気による給付金について

（病気による給付金には、入院給付金、手術給付金、家族付添援助金、女性ガン診断見舞金、入院時準備費用を含みます）

(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失

(2) 被共済者の薬物中毒、薬物嗜癖もしくは薬物依存

※「薬物依存」の定義は50ページ〈巻末：備考〉をご参照ください。

(3) 発症原因がいかなる場合であっても被共済者が頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛などで他覚症状のない場合

※他覚症状とは医学的検査、画像診断（検査）または脳波検査等の結果により、客観的かつ医学的に外傷性異常所見の証明がなされている状態とし、被共済者の自覚症状は含まれません。

②不慮の事故による給付金について

（不慮の事故による給付金には、入院給付金、手術給付金、家族付添援助金、入院時準備費用を含みます）

(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失

(2) 被共済者の犯罪行為

(3) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

- (4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- (6) 発症原因がいかなる場合であっても被共済者が頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛などで他覚症状のない場合
※他覚症状とは医学的検査、画像診断（検査）または脳波検査等の結果により、客観的かつ医学的に外傷性異常所見の証明がなされている状態とし、被共済者の自覚症状は含まれません。
- (7) 不慮の事故による諸給付金の受取人の故意または重大な過失
- (8) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
ただし、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって支払事由に該当した被共済者の数の増加がこの共済の計算基礎に及ぼす影響が少ないと本組合が認めた場合には、その程度に応じ、給付金の全額を給付、またはその金額を削減して給付します。

5. 共済契約が解除された場合

総合編「共済契約を解除する場合」に該当した場合

6. 重大事由により解除された場合

総合編「重大事由による解除」に該当した場合

7. 共済契約が取消とされた場合

総合編「共済契約を取消とする場合」に該当した場合

----- 第3 その他の事柄 -----

8. 異議の申立て

- (1) 共済契約の内容および共済金等の支払いに関して、本組合の決定に不服がある共済契約者、被共済者または共済金等の受取人は、本組合の審査委員会に対して決定通知のあった日の翌日からその日を含めて30日以内に書面をもって異議の申立てをすることができます。
- (2) 審査委員会は、異議の申立てを受けたときは異議申立ての書面を本組合が受理した日からその日を含めて30日以内に審査を行い、その結果を異議申立人に通知します。

9. 管轄裁判所

給付金に関する訴訟については、神奈川県民共済生活協同組合の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

＜別表1＞対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編 疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通事故機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渴」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

<別表2>高度障害状態

1. 両眼の視力を永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<別表2の備考>

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

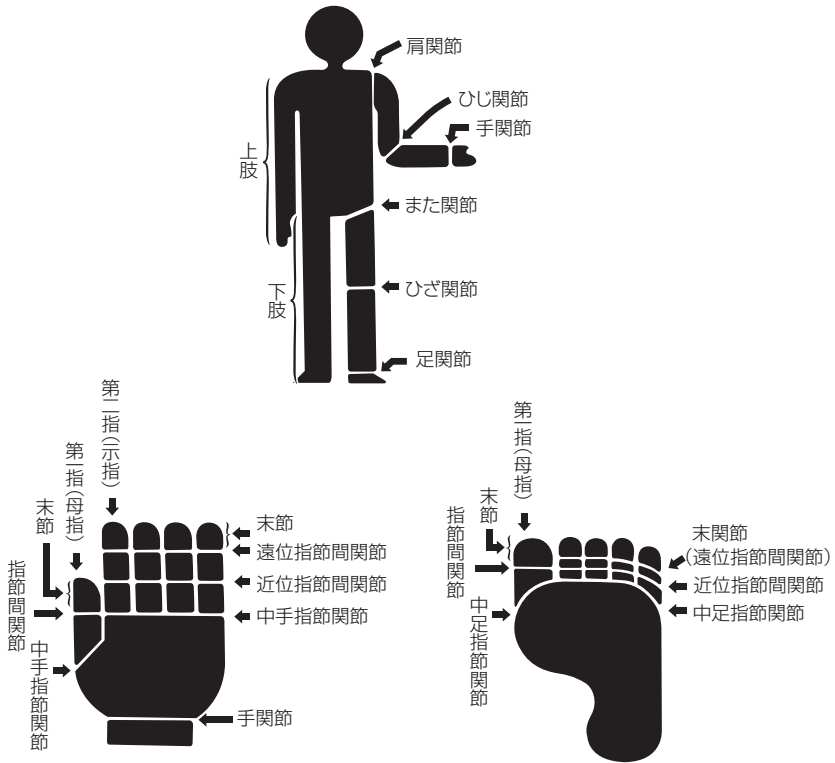
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または、上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

身体略解図



<別表3>対象となる手術給付表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号・手術の種類	合計給付金額	自家共済	アクサ生命
S 皮膚・乳房の手術			
1. 植皮術 (25cm未満は除く)	10万円	1万円	9万円
2. 乳房切断術	10万円	1万円	9万円
S 筋骨の手術 (抜釘術は除く)			
3. 骨移植術	10万円	1万円	9万円
4. 骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く)	10万円	1万円	9万円
5. 頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔は除く)	10万円	1万円	9万円
6. 鼻骨観血手術 (鼻中隔湾曲症手術を除く)	5万円	0.5万円	4.5万円
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処理を伴うものを除く)	10万円	1万円	9万円
8. 脊椎・骨盤観血手術	10万円	1万円	9万円
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5万円	0.5万円	4.5万円
10. 四肢切断術 (手指・足指を除く)	10万円	1万円	9万円

手術番号・手術の種類	合計給付金額	自家共済	アクサ生命
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの）	10万円	1万円	9万円
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）	5万円	0.5万円	4.5万円
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液種手術は除く）	5万円	0.5万円	4.5万円
S 呼吸器・胸部の手術			
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	5万円	0.5万円	4.5万円
15. 喉頭全摘除術	10万円	1万円	9万円
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの）	10万円	1万円	9万円
17. 胸郭形成術	10万円	1万円	9万円
18. 縦隔腫瘍摘出術	20万円	5万円	15万円
S 循環器・脾の手術			
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	10万円	1万円	9万円
20. 静脈瘤根本手術	5万円	0.5万円	4.5万円
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	20万円	5万円	15万円
22. 心膜切開・縫合術	10万円	1万円	9万円
23. 直視下心臓内手術	20万円	5万円	15万円
24. 体内用ペースメーカー埋込術	10万円	1万円	9万円
25. 脾摘除術	10万円	1万円	9万円
S 消化器の手術			
26. 耳下腺腫瘍摘出術	10万円	1万円	9万円
27. 顎下腺腫瘍摘出術	5万円	0.5万円	4.5万円
28. 食道離断術	20万円	5万円	15万円
29. 胃切除術	20万円	5万円	15万円
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	10万円	1万円	9万円
31. 腹膜炎手術	10万円	1万円	9万円
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10万円	1万円	9万円
33. ヘルニア根本手術	5万円	0.5万円	4.5万円
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	5万円	0.5万円	4.5万円
35. 直腸脱根本手術	10万円	1万円	9万円
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	10万円	1万円	9万円
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術を除く）	5万円	0.5万円	4.5万円
S 尿・性器の手術			
38. 腎移植手術（受容者に限る）	20万円	5万円	15万円
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	10万円	1万円	9万円
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	10万円	1万円	9万円
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	10万円	1万円	9万円
42. 陰莖切断術	20万円	5万円	15万円
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10万円	1万円	9万円
44. 陰嚢水腫根本手術	5万円	0.5万円	4.5万円
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く）	20万円	5万円	15万円
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5万円	0.5万円	4.5万円
47. 帝王切開娩出術	5万円	0.5万円	4.5万円
48. 子宮外妊娠手術	10万円	1万円	9万円

手術番号・手術の種類	合計給付金額	自家共済	アクサ生命
49. 子宮脱・膈脱手術	10万円	1万円	9万円
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く）	10万円	1万円	9万円
51. 卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く）	10万円	1万円	9万円
52. その他の卵管・卵巣手術	5万円	0.5万円	4.5万円
S 内分泌器の手術			
53. 下垂体腫瘍摘除術	20万円	5万円	15万円
54. 甲状腺手術	10万円	1万円	9万円
55. 副腎全摘除術	10万円	1万円	9万円
S 神経の手術			
56. 頭蓋内観血手術	20万円	5万円	15万円
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	10万円	1万円	9万円
58. 観血的脊髄腫瘍摘出術	20万円	5万円	15万円
59. 脊髄硬膜内外観血手術	10万円	1万円	9万円
S 感覚器・視器の手術			
60. 眼瞼下垂症手術	5万円	0.5万円	4.5万円
61. 涙小管形成術	5万円	0.5万円	4.5万円
62. 涙嚢鼻腔吻合術	5万円	0.5万円	4.5万円
63. 結膜嚢形成術	5万円	0.5万円	4.5万円
64. 角膜移植術	5万円	0.5万円	4.5万円
65. 観血的前房・虹彩。硝子体・眼窩内異物除去術	5万円	0.5万円	4.5万円
66. 虹彩前後癒着剥離術	5万円	0.5万円	4.5万円
67. 緑内障観血手術	10万円	1万円	9万円
68. 白内障・水晶体観血手術	10万円	1万円	9万円
69. 硝子体観血手術	5万円	0.5万円	4.5万円
70. 網膜剥離症手術	5万円	0.5万円	4.5万円
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	5万円	0.5万円	4.5万円
72. 眼球摘除術・組織充填術	10万円	1万円	9万円
73. 眼窩腫瘍摘出術	10万円	1万円	9万円
74. 眼筋移植術	5万円	0.5万円	4.5万円
S 感覚器・聴器の手術			
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	10万円	1万円	9万円
76. 乳様洞削開術	5万円	0.5万円	4.5万円
77. 中耳根本手術	10万円	1万円	9万円
78. 内耳観血手術	10万円	1万円	9万円
79. 聴神経腫瘍摘出術	20万円	5万円	15万円
S 悪性新生物の手術			
80. 悪性新生物根治手術	20万円	5万円	15万円
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	5万円	0.5万円	4.5万円
82. その他の悪性新生物手術	10万円	1万円	9万円
S 上記以外の手術			
83. 上記以外の開頭術	10万円	1万円	9万円
84. 上記以外の開胸術	10万円	1万円	9万円

手術番号・手術の種類	合計給付金額	自家共済	アクサ生命
85. 上記以外の開腹術	5万円	0.5万円	4.5万円
86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	10万円	1万円	9万円
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	5万円	0.5万円	4.5万円
S 新生物根治放射線照射			
88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	5万円	0.5万円	4.5万円

<別表4>高度先進医療給付表

高度先進医療に係る技術料	給付金額
～ 10万円以下	1.5万円
10万円超～ 20万円以下	3.0万円
20万円超～ 30万円以下	4.5万円
30万円超～ 40万円以下	6.0万円
40万円超～ 50万円以下	7.5万円
50万円超～ 60万円以下	9.0万円
60万円超～ 70万円以下	10.5万円
70万円超～ 80万円以下	12.0万円
80万円超～ 90万円以下	13.5万円
90万円超～ 100万円以下	15.0万円
100万円超～ 120万円以下	16.5万円
120万円超～ 140万円以下	19.5万円
140万円超～ 160万円以下	22.5万円
160万円超～ 180万円以下	25.5万円
180万円超～ 200万円以下	28.5万円
200万円超～ 250万円以下	31.5万円
250万円超～ 300万円以下	39.0万円
300万円超～ 350万円以下	46.5万円
350万円超～ 400万円以下	54.0万円
400万円超～ 450万円以下	61.5万円
450万円超～ 500万円以下	69.0万円
500万円超～ 550万円以下	76.5万円
550万円超～ 600万円以下	84.0万円
600万円超～	91.5万円

備 考

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（ただし、入院の場合は、患者を収容する施設を有する診療所とします）をいいます。

（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）

(2) 上記(1)の場合と同等と本組が認めた日本国外にある医療施設

3. 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

4. 因果関係のある疾病

「因果関係のある疾病」とは、例えば高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置をとまなわない人間ドック検査などにより入院していることをいいます。

6. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

7. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定されているものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。